

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	要措置区域内の土地の所有者等への汚染除去等計画の変更の命令	
根 拠 法 令	土壤汚染対策法	
根 拠 条 項	第7条第4項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	<p>1 処分の要件 法第7条第1項の規定に基づく汚染除去等計画の提出があった場合において、汚染除去等計画に記載された実施措置が、環境省令で定める技術的基準に適合していないと都道府県知事（市長）が認めるとき。</p> <p>2 処分の内容 汚染除去等計画の提出者に対し、実施措置の変更を命ずることができる。</p>	
	参 考 事 項	施行規則第38条から第41条 (罰則) 法第65条
	設定等年月日	令和3年2月12日設定 (令和3年4月1日最終変更)